

尼崎市監査公表第10号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成21年10月20日

尼崎市監査委員 須賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 宮 城 亜 幅

同 早 川 進

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	企画財政局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成21年10月1日
3 措 置 通 知 日	平成21年10月9日
4 監 査 結 果 の 内 容	水道事業会計への長期貸付金の管理について 水道事業会計への長期貸付金について、貸付期間の5年を経過した後も、貸付け延長の手続をしないまま、貸付けを継続しており、併せて、債権の適正な管理ができていなかった。 （総務課） 貸付金は市の貴重な財産であり、その管理については細心の注意を払い、确实かつ適正に行うこと。
5 措 置 の 内 容	今後、このような貸付けを行う場合には、貸付期間について、延長する場合も含め、協定書等により明確化するとともに、適正な債権管理に努める。

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	産業経済局
2 監査結果報告日	平成21年10月1日
3 措置通知日	平成21年10月9日
4 監査結果の内容	補助金に係る精算手続が行われていなかったこと等について 尼崎市商業活性化対策支援事業補助金について、交付要綱において補助金は概算払いで交付するとされているにもかかわらず、事業実施後半年以上もの間、交付していないものがあった。 また、補助対象事業が完了しているにもかかわらず精算手続が行われていなかった。 (産業振興課) 補助金の交付及び精算手続については、補助金交付要綱に従い、適正かつ速やかに行うこと。
5 措置の内容	精算手続については、平成21年5月21日に行った。 また、平成21年度からは、補助金の交付及び精算手続については、補助金交付要綱に従い、適正かつ速やかに行う。

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	産業経済局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成21年10月1日
3 措 置 通 知 日	平成21年10月9日
4 監 査 結 果 の 内 容 消防法令に定める届出等の漏れ及び消防訓練が実施されていなかったことについて 地方卸売市場において、自衛消防組織等を変更した消防計画を提出しておらず、消防用設備等の点検結果も報告されていなかった。 また、消火訓練及び避難訓練を実施していなかった。 （地方卸売市場） 消防法令で定める各種の届出、消防用設備等の点検結果報告は、施設の防火管理上の基本事項であり、遅滞なく的確に行うこと。 また、地方卸売市場は、多数の人が利用する施設であり、利用者の安全を守るためにも、消防訓練については確実に実施すること。	
5 措 置 の 内 容 消防計画については、必要な変更を反映させた消防計画を作成し、平成21年5月28日に所轄消防署へ「消防計画変更届出」を行い、消防用設備等の点検結果報告については、平成20年度分に係る点検結果報告を平成21年5月22日に所轄消防署に届出を行った。 また、消防訓練については、平成21年7月16日に実施した。 今後については、関係法令に従って、適正な事務処理等を行う。	

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	水道局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成21年10月1日
3 措 置 通 知 日	平成21年10月5日
4 監 査 結 果 の 内 容	設備工事における前払金及び一般管理費率の補正の取扱いについて 神崎浄水場、工業用水課が実施した設備工事の設計及び契約において、前払金制度に係る一般管理費率の補正と対象工事が、定められた取扱いになっていなかった。 （神崎浄水場、工業用水課） 工事の設計及び契約に係る事務処理は、定められた取扱いに従い適正に行うこと。
5 措 置 の 内 容	一般管理費率の補正の取扱いについては、局基準に基づいて適正に行うよう、関係各課に通知し、周知徹底を図った。 また、前払対象工事についても、同じ文書の中でその定義を通知し、取扱いの統一を図った。